

(別紙1)

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の報道を通じたPR効果調査業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合とは、2023年6月16日から3日間(予定)にわたり、三重県志摩市において開催され、日本、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダの交通担当大臣及び欧州連合の交通担当委員が集まり、交通政策の今後の方向性について議論を行う会合で、国土交通省が主催する国際会議です。

本会合について、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会(以下「推進協議会」という。)が示す期間中、「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合」の報道を通じたPR効果を調査・分析することを本業務の目的とします。

2 企画提案コンペを行う目的

本業務を行う事業者には、推進協議会が示す期間中、新聞、テレビ、インターネット等で取り上げられた、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合に関する記事や番組等の膨大な情報をモニタリングするとともに、それに基づくPR効果の調査・分析業務を適切に行うための専門知識・技術が必要であり、価格だけで決定できるものではなく、広く企画を募り競わせ最良の企画を採用する必要があるため、企画提案コンペを実施します。

3 委託業務の内容(詳細は、別紙「G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の報道を通じたPR効果調査業務委託仕様書」のとおり)

- (1) 委託業務名 G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の報道を通じたPR効果調査業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和5年8月31日(木)まで
- (3) 調査内容

新聞、テレビ、インターネット等で取り上げられたG7三重・伊勢志摩交通大臣会合に関する記事や番組等を広告料金やCM料金等に換算し、PR効果を調査・分析してください。

(4) 調査対象とする報道機関・媒体

- ① 中部、東海エリアの全国紙、地方紙 8紙以上
- ② 中部、東海エリアテレビ局 6局以上
- ③ インターネット
- ④ その他

上記項目のうち①～③については調査必須とします。④については、PR効果調査に効果的であると考えられるものを調査対象に含めてください。

(5) 調査対象期間

令和4年9月16日(金)～令和5年7月16日(日)まで

但し、過去に遡って調査することが不可能な媒体については、調査対象期間を、調査開始日～令和5年7月16日(日)までとします。

その場合、遡って調査することが不可能な媒体およびその理由について示してください。

4 成果品

(1) 実施体制図・業務実施計画書

契約締結後速やかに提出してください。業務実施計画書は、上記3に定める業務の

処理計画を明らかにしたものとしてください。変更の場合はその都度変更書類を提出してください。

(2) メディア掲載実績リスト

調査対象期間に新聞、テレビ、インターネット等で取り上げられたG7三重・伊勢志摩交通大臣会合に関連する記事や番組等を抽出し、令和5年8月31日(木)までにリストを提出してください。なお、当該リストの作成にあたっては、著作権等の取扱いに十分留意してください。

(3) 報告書

上記(2)で抽出した記事や番組等を広告料金やCM料金等に換算して、PR効果を調査・分析し、報告書を作成してください。報告書は令和5年8月31日(木)までに紙媒体及び電子媒体(CD-R、DVD-Rなど)を各2部納品してください。

5 契約上限額 2,746,700円(消費税及び地方消費税を含む)

6 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。なお、(1)及び(2)の条件については、企画提案コンペ参加資格確認申請書により確認し、(3)から(5)までの条件については、最優秀提案者決定後、「11 最優秀提案者に提出を求める書類」により確認します。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 提出を求める企画提案資料及び提出部数

(1) 参加資格確認申請書等 1部

※企画提案コンペに関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合はその委任状(第2号様式)

(2) 企画提案書 9部

原則：A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ10ポイント以上。

表紙を含め10ページ以内。

■記載内容

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、以下①～⑤の項目について簡潔に示してください。なお、提出した企画提案書について説明が必要な場合は、これに応じてください。

① G7三重・伊勢志摩交通大臣会合の報道を通じたPR効果調査業務の具体的な内容や実施方法

- ・調査ワード
- ・調査対象とする報道機関や媒体の具体的な名称
- ・その他PR効果の調査に有効と考えられる報道機関や媒体の具体的な名称

- ・調査及び分析方法

上記4項目に関して、選定理由及び考え方も示してください。

②業務実施体制

- ・実施責任者、担当者の役職、氏名
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
- ・当業務を円滑に推進するための具体的スケジュール

③過去実績

- ・過去に実施した類似業務の実績

④経費の抑制対策

⑤その他の提案

- ・その他アピールポイントについて
- ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に魅力的な追加提案があれば記載してください。

(3) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部（正本1部、写し8部）

- ・税抜きで作成してください。
- ・記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して1式とするだけでなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

8 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書

令和5年4月24日（月） 17時まで（必着）

電子メール可。郵便の場合は必着。

参加資格の有無を令和5年4月25日（火）17時までに回答します。

(2) 企画提案書

令和5年4月28日（金） 17時まで（必着）

郵便、民間事業者による信書便で送付、または持参。

電子メール、FAXによる提出は不可。

(3) 経費見積書

令和5年4月28日（金） 17時まで（必着）

郵便、民間事業者による信書便で送付、または持参。

電子メール、FAXによる提出は不可。

(4) 上記(1)～(3)の提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県雇用経済部内）

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局

TEL：059-224-3413 FAX：059-224-3024 E-mail：g7pt@pref.mie.lg.jp

9 最優秀提案の選定方法

別に設置する「企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定します。以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。

(1) 企画性

- ・調査ワード、調査媒体及び分析対象は妥当か。
- ・PR効果を広く、効果的に調査できる企画内容となっているか。
- ・広告料金等への換算方法、PR効果の調査、分析方法は妥当か。

- (2) 計画性
 - ・全体スケジュールは、具体的で、無理のないものになっているか。
 - ・人員配置、担当者の経験・実績、推進協議会事務局との連絡体制、社内体制及び業務に関する社外組織との連携等、実施体制は十分なものとなっているか。
- (3) 整合性
 - ・委託業務の目的、仕様等に合致したものになっているか。
- (4) 専門性
 - ・事業の企画・運営に関する専門的なノウハウや優位性等が具体的に示されているか。
- (5) 経済合理性
 - ・見積額および積算内訳、根拠は妥当か。
 - ・費用対効果の観点から事業予算額は効率的であるか。

10 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

提案者が多数の場合、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定したうえで、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

- (1) 日時 令和5年5月8日(月) 13時から
- (2) 場所 プレゼンテーションについては、Zoomを活用しオンラインで行います。
説明者は各社3名以内とします。

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

12 最優秀提案者に提出を求める書類

最優秀提案者にあつては、県が別途指定する期限までに以下の書類を提出してください。

- (1) 契約実績証明書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」(その3未納税額のない証明用)(所管税務署が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可。(その3の2)または(その3の3)でも可。)
- (3) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの)の写し(提示可)
- (4) 新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、期限までに上記(2)及び(3)の提出または提示ができない者にあつては「申立書」

13 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実を反する申込みや提案などの不正行為があつたとき。
- (5) 見積書の金額または重要な文字を訂正したとき。
- (6) 提出書類が提出締切を越えて提出されたとき。

- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

14 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和5年4月20日(木) 17時まで(必着)

(2) 質問の方法

質問申請書(第3号様式)を電子メールにより提出

※質問申請書を送信したときは、必ず「22 連絡先」まで電話にて着信の確認をしてください。

(3) 質問に対する回答

令和5年4月24日(月) 13時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。

なお、質問申請書の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には、質問内容に対する回答ページをご確認ください。

15 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

- (4) 契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

- (5) 契約は、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局において行います。

16 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

17 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

支払い時期は業務完了後になります。詳細は契約条項の定めるところによります。

18 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。

19 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

20 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ G7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

21 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

(3) 成果物の著作権はG7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会に帰属するものとします。

(4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

22 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（三重県雇用経済部内）

G7 三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会事務局（担当：青、八木、藏本）

TEL：059-224-3413 FAX：059-224-3024 E-mail：g7pt@pref.mie.lg.jp